

訪問看護療養付加金の支給要件（被保険者のみ該当）

1. 同一月内に同一の訪問看護ステーションに支払った自己負担額が一定額を超えた場合に該当します。
(交通費やおむつ代等の実費負担額など保険給付の対象とならないものは除きます。)

算出方法

所得区分	訪問看護療養付加金
標準報酬月額83万円以上の方	自己負担額－高額療養費－80,000円
標準報酬月額53万円～79万円の方	自己負担額－高額療養費－50,000円
標準報酬月額28万円～50万円の方	自己負担額－高額療養費－30,000円
標準報酬月額26万円以下の方	自己負担額－高額療養費－20,000円
非課税者等	自己負担額－高額療養費－20,000円

算出した額が1,000円未満の場合は支給しておりません。

2. 自己負担額が高額療養費に該当するときは、「健康保険高額療養費支給申請書」により申請してください。

記入上の注意

1. 申請書は暦月（1日～末日）ごとに1ヶ月単位で1通作成してください。
2. 訂正がある場合は二重線で消してください。修正液や修正テープでの修正は認められません。
3. 給付金の受領を代理人に委任するときは、⑪欄の「被保険者（申請者）」と「代理人」の印は、それぞれ別の印を使用してください。
4. 健康保険の記号・番号に代えて個人番号（マイナンバー）により申請する場合は、⑬欄へ記載してください。